

処遇改善手当の見直し案について

1. 労使協議会

令和6年6月18日（火）に労使協議会を開催しました。処遇改善手当の見直し案についての事前説明がありました。

日時：2024年6月18日（火）19:00～20:30

場所：法人本部 3階

参加者：【組合】佐藤委員長・山崎書記長

【法人】野崎理事・松本部長・江口参与

◇処遇改善手当の見直し案について

処遇改善手当を一本化し以下の手当額に見直したい。また、基本給や賞与の見直しも行うが具体的な提示については別途行うことといたしたい。

	現行（補助事業分抜き）	見直し案
総合職・エリアA 嘱託職員	31,500円	39,500円
※嘱託職員のうち月額給与に処遇改善手当を組み込んでいる職員	組込済み	組込済み+8,000円
エリアB・契約職員	33,500円	39,500円
※エリアB・契約職員のうち現行手当Cで50,000円をもらっている職員	81,500円	激変緩和措置により、今年度のみ 81,500円
パート職員	21,500円（30H未満） 12,000円（20H未満）	変更なし （賞与新設を検討中）

処遇改善手当の見直し案について、皆様のご意見を下記までお願い
致します。

日程の都合上6月24日（月）までのご意見をお願いいたします。

期限が大変短くなりますが、ご協力をお願いいたします。

F A X 011-859-1232 電 話 011-859-1231

電子メール noteunion@note.or.jp

事 業 所 名	
---------	--